

第五十五回
参議院
地方行政委員会
會議録第六号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)
午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
仲原 善一君

委員
林田悠紀夫君
吉武 恵市君
松澤 兼人君
原田 立君
小柳 牧衛君
沢田 一精君
高橋文五郎君
津島 文治君
林田 正治君
鈴木 壽君
松本 賢一君
市川 房枝君

國務大臣
自治 大臣
藤枝 泉介君

政府委員
警察庁長官官房
長
自治政務次官
伊東 隆治君
自治大臣官房長
宮澤 弘君
自治省行政局長
長野 士郎君
自治省財政局長
細郷 道一君

事務局側
常任委員会専門
員
鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

○地方公務員災害補償法案(内閣提出)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する

第一部 地方行政委員会會議録第六号 昭和四十二年五月十六日【参議院】

る法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○松本賢一君 一、二お尋ねしたいと思うのですが、選挙の問題で、この前、これで読み直してみますと、いろいろおっしゃっておるんですが、この大臣のおことばと直接関係がないかもしませんが、ちよつと一、二ただしておきたいことがあるんですが、選挙公営の問題ですが、選挙制度審議会が相当数の意見として、選挙は公営の方向に持っていきたいで、むしろ党でやるべきだと。それでいわゆる党営といいますが、そういうような意見が相当あって、われわれの意見としては、選挙はもつと大幅に公営でやるべきだと思うのですが、それがむしろ公営という方向がやや方向転換になって、党営という方向に向かつていっておるんじゃないかと、そういう感じが持たれるんですが、その点、大臣どういふふうに御観察になっておるか、大臣自身のお考えはどんなことになっておるか、お聞きしてみたいと思います。

○國務大臣(藤枝泉介君) 選挙制度審議会は、選挙運動等のあり方について政党本位の選挙運動を中心すべきだという、そうした御意見が非常に多いようでございまして、したがって党営と申しますか、政党がなす選挙運動について公営をやるべきというような、こういうニュアンスが強いようにございまして、いずれ第五次選挙制度審議会再開をされまして、第一委員会、第二委員会、第三委員会が開催されるわけでございまして、そこでまたその問題が取り上げられると思ひます。

私といたしましては、現在の選挙制度の中におきましては、やはり公営として取り上げられるべきものは取り上げていかなければならないのではないかと、このことではございまして、さらに選挙制度そのものが、いま選挙制度審議会がいわれているように、政党本位の選挙運動になれば、その政党本位の選挙運動そのものを相当大幅に公営に取り上げていく、こういう方向ではないかと存じております。

○松本賢一君 そうすると、現在では政党本位というよりも、むしろ個人本位の公営が行なわれているわけですね。そうすると、たとえば、おついでですかの予算委員会が大臣が御答弁になつておつたと思うのですが、テレビの利用などの問題ですが、これなんかも現在では経歴放送だけ、個人の、全候補者についての経歴放送だけテレビでやっておるわけですね。これを大幅にテレビで演説ができるように公営の幅を広げてもらいたい、と、われわれは思つておるわけですね。そういう場合に、政党本位の運動ということに非常に重点が置かれてくると、政党にはたゞさんの時間をさくけれども、個人にはほとんどそういう機会とは与えられないといったようなことが出てくるんじゃないかと、テレビ放送というのは非常に時間に制約されますから、そういうようなことについて、大臣のお考えはどうでしょうか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 選挙運動にテレビを利用するということは、これはぜひ私は実現したいと念願しているほうでございまして、もちろん、放送局の関係等、郵政省とも十分連絡をとら

なければいけませんけれども、そういうあり方については、したがって、現在の選挙制度のもとにおいては、やはり個人の演説等がテレビに取り入れられていくというようなことが望ましいんではないかと考えております。もつとも、いま御心配のような政党本位になると個人が利用できなくなるんではないかという御心配もあるかと思ひますが、現在の選挙制度において、私はやはり個人の演説等が、時間等に制約はあろうと思ひますが、何とか取り入れるような方向で御審議をいただきたいと思ひます。

○松本賢一君 大臣、そういう意見をお持ちなのは私賛成なんです、こういうことは、実はもう三、四年前のことだと思ひますが、当時の自治大臣——篠田自治大臣のときに、私がテレビの問題で質問したことがあるのですね。そのころ、まだテレビ全然選挙には使つていなかったころでした。そのときに私がテレビを利用したらということに、大臣は賛成してもらつたわけなんです。それが直接の動機であつたのかどうかは知りませんが、その後間もなくテレビで経歴放送がされるようになったのですが、その際に、当時の選挙局長は非常に難色を示しておつたんですね、その答弁の中で、テレビというものは、いまの技術上、全般に放送が行きわたるということとはなかなかむずかしいから、テレビでせつかくやっても、ちぐはぐなものになるというように、難色を示されておつたわけですね。ところが、結果的には経歴放送が取り上げられたということは、私は、これはその間の事情は知りませんが、私がかつてに想像すれば、大臣が相当思い切つて無理押しをしたという感じがするのですね。私はこれは非常にいいことだと思つて、今後もおそらく事務当局のほうからは——選挙局長笑つておられるが、その面であつたという意見が出てくるかわかりませんが、

ども、こういうことについてはこういう難点もある、ここらでどうもいかぬといったような意見が必ず出てくると思うのです。ですから、こういうことはひとつ国民は非常に要望しているのですから、候補者が茶の間に顔をあらわすということ、非常に要望しているわけですので、こういう点は、大臣ひとつ思い切って、審議会なんか、それはけっこうなことなんです、審議会の意見なんか出る前に、ばつとおやりになるというように、勢いをひとつ示してもらいたいと思うんです。そういう点はどうです。

○国務大臣(藤枝泉介君) お話のように、個人の演説を放送するというようなことになり、その時間をどうとるか、あるいは時間によって非常に有利、不利があるとか、あるいは場合によって停電した場合にどうなるんだとか、そういうような技術的な問題はいろいろあるかと思いますが、しかし、方向としては、やはりテレビを選挙運動に利用するということは、もう現在のテレビの普及度からいっても、その方向だと思えます。ただ、せっかくいま選挙運動の方法等についても、審議会が熱心にこれから御審議いただくというのでございますので、審議会にも十分御審議をいたして、その方向が実現しますように努力をいたしたいと考えております。

○松本賢一君 それはまあ大臣、非常に慎重な御答弁をなさるのですがね。こういうことはある程度進められたいと思いつつ、やがて、なかなか進めぬものでして、そういう点、憎まれ者になつてもらいたいというのを私は言いたいのです。それは結局国民が喜ぶのですから、それを。ですからね、そういう点はあまりに慎重でなく、いいことはなるべく早くやるということで、いまの私は何も個人の問題ばかりじゃない。政党の問題も、政党がテレビで大いに宣伝するということも、十分にこれはやはりやっていただきたいと思うわけなんです。そういう点で今日の、やれ戸別訪問だ、やれ連呼だなどといって、いろいろいいだ悪いだという問題はありますけれども、私はもう

うテレビで大幅に選挙運動ができるとするならば、そういう問題はあつたら解消されてくると思うのです。そういう点で、この問題はもう一番、現在の選挙運動には最も重点を置いて考えていただきたいと思うわけなんです。もう一べんひとつそれに対して大臣の気がまを聞いてみたいと思つております。

○国務大臣(藤枝泉介君) 実は選挙運動にテレビを利用することにつきましては、郵政大臣も非常に積極的になりまして、もちろん、御承知のように関東地帯などだといふふうには、各県に局がございまして、その辺がいろいろ問題はあるかと思ひますが、十分郵政当局とも相談の上、その方向の実現に努力をいたしたいと考えております。

○松本賢一君 それじゃ選挙の問題、それで打ち切ります。

もう一つ、道路交通の問題で御尋ねしてみたいと思うのですがね。道路交通法の改正案が今度出ることになつておるようなんですが、それはどんなものか、まだ知りませんが、新聞等で見るところによると、非常に厳罰主義がとられるらしいです。今度の取り締まる方向として、それで私は、法案のこまかい点については何もあれしませんが、厳罰主義で臨めという国民の声があることは事実だと思つておるわけですが、これは軽々にそういうものの考え方にはなすべきじゃないと思ひます。それよりも、むしろいま現在の自動車というものの、どういふか、走らせ方、あるいは現在の交通全体に対する国民の認識というものが、どこかこうビントがはつておるところがあるために、いろいろなトラブルが起つておるのじゃないかという気がするのです。そういう点をむしろもっと掘り下げて研究をして、そうしてまあ指導というか、指導ということばはきらいですが、指導と指導というかね、そういう面に重点を置いて、ただ国民の憤激を買ふ場合が多いからといって、それを直ちに厳罰主義をとられるという、そういう方向はどうかと思うのですが、そう

いう点、どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 実は本日の閣議で道交法の改正の提出を決定いたしましたわけでございますが、今度の道交法改正そのものは、いまお話のような厳罰主義といふよりも、罰則の強化というよりなことでございまして、たとえば横断歩道における追い抜き禁止を、あるいは、あるいは主の責任を明確にするとか、それともう一つは、非常に軽微な違反につきまして例の反則金という制度で、むしろ一億総罰金というふうなことを避けようとする、そういうことでございまして、お話のように、いたずらに厳罰主義をやるよりも、交通事故の原因になるような交通違反について、十分あらかじめ注意していくというふうな方向でやつていくことが必要だと思ひます。

もつとも一方刑法のほうの改正で、いまの、ことに交通事故を起して死傷せしめたというふうな場合の罰則を強化するというのが、法務省のほうから刑法改正で出ておることは出ておるわけでございますけれども、今回の道交法のほうには厳罰主義とか、そういう考え方は入つておりません。

○松本賢一君 いや、まあ法案の出でくるのを待ちたいと思つておるのですが、現在、警察が取り締まるのをやるのに、私もよく自動車に乗つて走りまわりますが、何といふか、指導というのをほとんどやらないのです。そして、ただ違反を取り上げるといふことにきつぱりして、たとえばスピードがするのです。ですから、たとえばスピードを取り締まる場合に、陰に隠れて見ておつて、何か無線か何かで通知合つて、そして比較的車の少ないところで、スピードを出してもあまり危険がないようなところで、スピードを出したからといってそれをつかまへたり、どうもやつておるのとが、そういうことよりも、むしろスピードを出したらほんとに危険だということをのみ込ませる指導ということ、それから、せつかく二、三年前に左側通行になつて、キーブ・レフトとかという原則を法律的にきめてやつておるにもかかわら

ず、そういうことに対する指導というものをほとんどやらないで、それで危険な左側からの追い越しは盛んにやつて、それをちつとも注意しない。にもかかわらず、一方、何かの陰に隠れていてふんづかまへるというふうなことは盛んにどうもおやりになるようなんですが、こういう点について、これは中央の方針として、やっぱり地方に対しては、もつとはつきりと、ほんとうの取り締まりというよりも指導ということに重点を置くようにやつてもらいたいと思うのですが、そういう点、どうですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 確かにお話のとおりでございまして、あるいはそういう不意打ちの取り締まりなどがお目についたのかと存じますが、基本的にはやはり注意を促して、違反をしないようにする、それが根本的な考え方だと思ひます。今後そういう方向でやつてまいりたいと思ひます。ただ、そのために悪質な違反等を見のがしてはなりませんので、それはもちろん厳重な取り締まりはいたしなくては、基本的な考え方としては、やはり注意を促して、違反をなくさせるといふことが前提だと存じております。

○松本賢一君 そのお考え、まあ私の申し上げたことに賛成していただいたような御答弁なんです、それについて具体的にどういふふうな方法をおとりになれるか、その点どうなんですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) これは常に交通関係の者なども、全国のその担当官を集めていろいろ注意をいたしたり、取り締まりの方法などを指示をいたしておりますから、そういうあらゆる機会をとらえましてやつてまいりたいと思ひます。

それから、先走つた言い方をしては申しわけないんですが、もしも道交法の改正が国会で御審議をいただき、可決していただきますならば、反則金制度という新しい制度ができますので、それについては、十分やはりいまお話の要点を考えながらやらなければなりませんので、これらもあわせて十分注意してまいりたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 本件に関する午前中の調

査はこの程度にいたしたいと存じます。午後時間を見て、本件についてまた続行したいと考えます。

○委員長(仲原審一君) 次に、地方公務員災害補償法案を議題といたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○松澤兼人君 ちよっとこの前、補足説明を承りまして、大体法案の内容につきまして、一応了承を得たわけですが、実際に数字などに基づきまして、さらに御説明をいただきたいと思うので、すけれども、地方公務員の一職、それから船員、現業とか、あるいは特別職、つまり地方公務員の補償の対象になる職員の——職員ともいえないわけですが、地方公務員の実際の数字、ちよっとお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) お手元にお配りをいたしました縦長の長い資料がございますが、その詳しい資料もそこに入っておりますが、五一ページをお開き願いますと、「公務災害補償制度別適用職員数」といいますか、そういう表が一応掲げてございます。その表は、昭和四十年の四月一日現在の表でございます。現在とは多少数字が動いておりますが、これによってごらんいただきたいと、現在のところでは、労働基準法の適用関係、それから労働者災害補償法の適用関係、船員法の関係と、こういうふうに分かれておりまして、労働基準法は非現業職員でございます。それから労働者災害補償法のほうは、主として現業職員、それから船員というふうになっております。府県で申しますと、百四十三万四千七百六十四人、六六市でそれらを合わせまして、十六万二千二百五十五、市が五十四万四千九百十、町村三十三万一千六百三十五、一部事務組合が一万九千三百三十二、合計いたしまして、二百四十六万二千八百三十六人、こういうことになっておるのでございます。

人員はいまのところそういうことでございまして、それからその一ページを開いていただきますし

て、一ページには、昭和三十九年度の職員の区分別の団体の地方公務員の災害補償の実施状況という表が、一ページと二ページにわたっておりますが、これを見ていただきますと、ちよっとごちゃごちゃしておりますが、二ページの一番おしまいの欄、合計欄というのを見ていただきますと、職員数にいたしまして、数字がちよっと違っておりますが、これは実態調査の結果でありまして、二百四十一万一千五百一十一人、そうして補償件数が四万四千件、これはabcの欄の三段目の一番下を見ていただきますと四万四千件でございます。それから補償金額、それぞれ適用の区分がございまして、補償金額が十二億四千百万円というのがございまして、そうしてその次に療養補償、休業補償、それぞれの補償の内訳が示してあるわけでございます。

概括いたしますと、いま申し上げましたように二百四十万人ぐらゐの職員数におきまして、そうして補償件数は大体いままでのところでありまして一年に四万四千件ぐらゐございまして、そうして補償の実施をいたしました額は十二億程度になっておる、こういう形でございまして。

○松澤兼人君 この数字の中には、常勤の非常勤といいますが、そういう人も入っておりますか。

○政府委員(長野士郎君) 入っております。

○松澤兼人君 その表はこのようにして、さき御説明のありました五一ページの備考の欄ですか、常勤の一般職地方公務員の数は二百二十三万ですか、という数がありますけれども、常勤の一般職地方公務員の中に常勤の非常勤が含まれているというふうなことでございまして。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。この五一ページの表の中の二百四十六万人というのは、常勤の非常勤を含んでおります。

○松澤兼人君 常勤の非常勤の数は取り出すとどのくらいになりますか。

○政府委員(長野士郎君) 正確な数は時点によってあれでございますが、大体三万ないし五万人というふうになっておるようになっております。

○松澤兼人君 今度は特別職にも適用するような、この法律直接か、あるいはこの法律に準じた条例ですか、をつくるということになっているようでございますが、特別職の数というのはどのくらいですか。

○政府委員(長野士郎君) 特別職は、四十一年の四月一日現在におきまして、議員が八万二千二百二十二人、行政委員会の委員が十二万一千八百九十五人、それから付属機関の委員が十三万一千九百六十八人、それから統計調査員、指定統計の調査員等三十二万人、民生委員十二万九千七百九十三人、母子相談員、婦人相談員などが三千三百三十六人、四十一年の四月一日現在の調査でございまして、大体そういうところでございます。合計いたしまして七十八万五千二百四十四人でございますが、そのほか臨時のアルバイトでございますか、そういう臨時に雇用されておる者がおりますが、これはどうも把握が困難でございます。そのときそのときで変わっておりますので、大体いま申し上げましたようなところが把握できる特別職の数だと考えております。

○松澤兼人君 たとえば清掃業務のような仕事で、人を市が借り上げて、車に臨時にその日その日で雇う労働者のような人々を乗せてごみを運んで歩く、まあ契約で清掃業務に従事しておる人々、こういう人は全然もう適用外ですか。それとも、いまお話のありましたアルバイトというふうな形の中に入りますか。

○政府委員(長野士郎君) この法律は、この前も御説明申し上げましたが、そういう人でございまして、いわゆる常勤的な非常勤職員であります。これはもちろん基金の対象になるわけでございます。それから現業の関係で完全な、完全と申しますか、非常勤であります。これは労働法の適用になる、こういうことになってまいります。

○松澤兼人君 もう一度確かめますけれども、契約で清掃業務を請け負っている会社なりあるいは団体なり、そういうもののところで日雇いされておる人は適用外ですか。

○政府委員(長野士郎君) 請負関係に立っておる場合に、その請負業者に臨時に雇われているような人は、これは完全ではございませんので、そういう人は一般の労働関係、雇用関係に立つというわけでございます。それから、労働法の適用がある、そういう労働者ということになります。

○松澤兼人君 まあ仕事自身からいえば、市が当然やらなければならない、清掃業務というのは性質の仕事なんですけれども、契約とか請負とか、そういう形になっておるから、職員の身分の点からいえば、もちろん職員でないことはわかっておる。仕事の上からいえば市の仕事だといふべきなんです。契約あるいは請負というふうな仕事で、市の固有の仕事である清掃業務に従事している会社、団体の使用人というものは、適用外ですね。

○政府委員(長野士郎君) 確かにお話のような関係の仕事は、市の固有の業務であるということ、それは、そのとおりでございますが、結局、この地方公務員の公務災害という関係では、雇用関係におきまして、公務員であるかどうかということが、一つの適用になるかならないかという区分でございます。それから、請負業者が雇っておるというふうな関係でございます。それはこの範囲には入らないということになります。

○松澤兼人君 小さな都市などでは、従来から市の固有の仕事として清掃とか、あるいは尿のくみ取りとか、そういうことを市自身がやる。だけれどもだんだんいろいろ市の財政が苦しいとかなんとかいうことで、市の仕事から切り離してしまつて、そういうものを請負なりあるいは民間の会社に委託をして、市の仕事でなくしてしまつたという傾向があらわに見えてくるようなんですけれども、そういうふうになり切りましたら、この適用外だということになるわけですか。

○政府委員(長野士郎君) お話のとおり適用外になると思ひます。

○松澤兼人君 その問題またあれです。じゃ、地

究をしなければいかぬそうでございます、多少時間がかかるようございますけれども、確かに

なうという関係のことで、専門的にほとんどあげてかき切ることになれば、その程度の人じゃないか。しかし、自分の局、たとえば交通局なら交通局で事故が起きたと、それをその支部の関係のところまで整理した資料を整えたりして持っていく、本人はもちろん、それからその労働管理をして担当の人も当然出てくるわけでごさいます。そういう者まで含めると、相当な数にもちろんなると思いますが、実際の支部として、そういうものを受け付けて、認定をして給付をしたりするという専門的な、そして専心して業務に従事するということを考えますと、そういう人たちは二、三人あるいは四、五人になるかもしれないが、その程度のことではないか。

○松澤兼人君 そうしますと、支部の地方公務員の災害補償の事務を担当する人は、いま、二、三人あるいは四、五人というおとがばありましたけれども、それは、下から出てくる書類を審査したり、補償したりするというそれだけの仕事ですか。どういふ仕事を予想されておられますか。

○政府委員(長野士郎君) 支部も本部と同じでございますが、災害補償のケースにまず第一にはまるか、はまらないかという認定でございます。それから、まあ、公務災害だということでありまして、それに対してどういふ災害の種類に合っており、ということを中心にしております。もちろんその認定をいたします場合に、実際地にあって調査をするとか、あるいは関係者の話を聞くとかというようなことも必要な場合もあるかと思ひます。これはまあケースによってそれぞれ違ひがございますが、主として支部なり本部で行ないますことは、そういう意味での公務災害補償の認定と給付というところに相なるわけでございます。それそれぞれの支部によりまして、実情に即して事務をとってもらふというふうにいたしたいと思ひておりますけれども、主としての内容はそういうことになっております。

○松澤兼人君 そうしますと、指定市なら指定市の支部、その管轄の中で起こった災害補償の対象に対する補償額とか年金とか、そういうものを決定するのは、もう本部に承認は得ないでも、そこだけで何もかもやってしまえるのですか。

○政府委員(長野士郎君) 通常の場合は、災害補償も、いまの労災関係とか国家公務員災害補償とか、いろいろ実施いたしております結果、大体の基準なり認定のしかたというもののついては、おむね一つのスタンダードといひますか、ものさしが相当はつきりしたものでございまして、おそれ、そういう場合は当然支部だけでやっておりますか、どちらに触れ合ふかわからないというふうな疑問のような場合が起きてまいりますが、そういうような場合には、本部というものの関係において相談しながらといひますか、そういうことで、相談をし、打ち合わせをした上で認定なり給付なりをする、こういうことに相なるかと思ひます。

○松澤兼人君 それじゃ、だいたい時間もたちましたから……

運営審議会の問題なんです、これは本部と支部にそれぞれできるようにしておりますけれども、その構成は、地方公共団体の代表者、それから学識経験者ということになっております。本部の場合は委員十二人以内で組織するということになっておりますが、支部の場合には、地方公共団体の代表者というものは市長ですか。

○政府委員(長野士郎君) 運営審議会と申しますのは、これは基金にだけ置くことにしております。支部には置くことにいたしてございまして、支部には置くことにいたしてございまして、すから、おっしゃいますのは、審査会のことかもしないという気もいたしますが、審査会、本部の審査会と支部の審査会を置きまして、不服の申し立ての審査等を行なうようにいたしたいと思ひております。

○松澤兼人君 本部の運営審議会のほうは、地方公共団体の代表者ということでここに例示してあ

りますけれども、学識経験者ということで、地方公共団体の代表者以外に、これに委員として加わることができるようになっておりますけれども、これはどういふ人を予想しておられるわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 基金の運営審議会は、基金と申しますものが、地方団体が行なう公務災害補償を地方団体にわたって行なう。この法律に規定をいたしましたところの災害補償の種類とか内容につきましては、地方団体にわたって行なうということになっております。したが、いまして、地方団体の機関の代表者を加えまして、基金の運営の基本的な事項の審議に参画してもらつたという形をとつたほうが適當であらうということにいたしております。学識経験者は、運営の公正を期するといひますか、あるいはそれと同時に、こういう公務災害の基金でございすので、ある種のそういう意味での知識経験の深い人も加えまして、運営の良好な結果をもたらすようにいたしたい、目的を果たすようにいたしたいということ、学識経験者を加えるということにいたしてございまして。

○松澤兼人君 これは学識といふ自治問題とか、あるいは地方行政に詳しい大学の先生ということが考えられますけれども、経験者としては、職員などの意見を聞く必要もあると思ひます。が、そういう職員側の、職員としての経験のある人、そういう人もやはり経験者として運営審議会に加わることができるといふお考えですか。

○政府委員(長野士郎君) この学識経験者は、学者といふお話もございましたが、運営審議会自身は、基金の事業計画でありますとか、予算、決算、あるいは定款とか、そういう運営の基本に関する事項でございますから、特にそれほどのことではないといふことも考えられますが、公務災害の認定とか、補償給付というものについては、非常にある意味の医学的知識と申しますか、専門的な知識というふうなものも非常に要求されるわけでございますので、そういう災害補償という関

係、あるいは公務上の認定関係というふうなものについての学識経験者というふうな者も、ぜひ加えなければならぬというふうなことで考えておりますが、もちろん、そういう人として適当な人で、公務も知っておる、そういう知識も持つておるというふうな人があることが、一番望ましいわけでありまして。そういう中で職員に適任者があれば、職員はこれに入らないといふ必要はいささかもないと思ひております。

○松澤兼人君 なるほど、医学的とか、あるいはそういう公務災害それ自体の、医学的な権威者が入るといふことは必要だと思ひますけれども、しかし同時に、これはまた職員の権利といひますか、あるいは生活にかかわる問題なんですから、やはりそういう職員の経験があるとか、あるいは職員であるとかいうような人が、そういう基金の運営に参加するといふことは、当然のことじゃないですか。単にこれは災害の問題だけだから、お医者さんを入れればよいのだといふことにはならないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) この運営審議会は、基金の運営と申しますものの中心は、何と申しまして、公務災害の認定と給付というものを中心にして運営をされるわけでございます。そういう意味では、ある種の専門的な知識というものが運営審議会の中にも加えられて、基金そのもののあり方というものについての一つの基本的指針を下していくということが、これは不可欠のことだと考えておるわけでございます。また公務災害につきましては、そういう意味で非常に客観的な公正さというものを強く要求されるわけでございますから、そういう意味での関係から、特に学識経験をを入れるということも考えたわけでございます。お話しのように、そういうものを、公務員の権利を守るんだからといふことの意味合いも含めて考えていかねばならぬかといふお話でございますが、ごもつとものことだとも思ひます。

が、主として考えました意味は、いま申し上げたようなことでございます。権利を守るといひまし

ても、これは無過失責任のようなものでございまして、公務上の災害があれば地方団体として、あるいは地方団体に加わって、国としてもそういう公的な責任というものを当然に果たしていく。そういうものが入らなければ、十分に補償しないなうという性質のものではないというふうにもむしろ考えておるわけでございします。

○鈴木壽君 端的にお聞きしますが、学識経験者というものを任命することになっているんで、その考え方の、いわゆる災害についての専門的な知識を持っている人、それはそれでいいと思うんですが、お尋ねしておるこの中に、いわゆる職員代表という形の、職員を代表するものをはっきり入れるのか入れないのか。入れてもいいようなお話ですけれども、入れるのか入れないのか。私、これは大事な問題だと思ふんです。確かに災害の補償を受ける権利あるいは補償する権利、これはあなたのおっしゃるとおり、権利としてお互いに持つておるし、果たさなければいけないことなうで、それはそれなりに、そのとおりだと思ふんですが、だからといって、こういう審議会というものをつくって、あなたの言うような運営なり、あるいは仕事の計画なんというものを考える場合に、ほんとうに公務員といふものをつくる場合に、いいますか、そういうものの側から入れなくともいいということにはならぬと思ふ。はっきり言って、入れるべきだと思ふ。その点どうです、入れるのか入れないのか。

○政府委員(長野士郎君) これは従来からのいきさつとか、そういうことを申すわけではございませんが、公務災害につきましては地方団体——国も地方団体も同じでございすけれども、これが全責任を持つて補償を行なつて、そして職員の勤務というものの対する公務上の災害の補償はなるべく行なう、完全に行なうという考え方を持つておるわけでございますから、そういう意味では職員代表を入れていいんじゃないかという御議論もございすと思ひます。ただ、いままでのやり方の、地方団体それぞれがそういう責任を負つて

おりましたものを、合わせてこの基金が行なうということにいたしましたにすぎないわけでございます。したがういまして、それぞれの責任者が集まつて基金というものをつくるという形でございすので、そのために必要な限りにおきまして、機関の代表者は、それぞれそういう任命権者としての責任というものを果たすという意味で出てくるわけでございます。また、それにあわせて、学識経験者といふことも、専門的な問題というものの関連におきまして非常に深い関係を持つておりますので考えておつたわけでございますが、学識経験者の中に職員代表を入れるわけにはならないというふうには、実は考えていないのでございします。

○鈴木壽君 時間もありませんから、午後にその問題についても少しお聞きしてみたいと思ひます。ただ申し上げておきたいんですが、私、これは今度のこの法の基本的な一つの問題だと思ふんですが、それと関連してくるんですが、公務災害の災害補償といふことは、当然任命権者といふか、そつちのほうの権利であると同時に、当然職員あるいは公務員として受けられる権利がある。しかも、それはもととへ返つていけば労働条件の問題ですから、お互いに話し合い——あなた方いやかもしれません、国交とか交渉とか、そういうことによつてきめられるべき問題なんです。しかし、いまの地方公務員法の中にそういうことはないけれども、一方、今度この中に入れてしまふ現業関係の公営企業関係の職員なんかは、はっきりいまの条文の中にそういうことがうたわれてゐるわけですよ。そういうことによつてやられるべきものが、今度法律一本でびしゃつとやっちゃつて、おまえたち運営等に関して出てこなくていいじゃないかというふうなところに、一つ基本的な問題があると思ふ。もう当然国交なり交渉なり、話し合いなりによつて、いかなるものをどう受けるかという発言権は当然あるんだからね。それがそもそも、公務災害の補償に関する基本的な態度でなくては行けない。たまたま、国家公務員の災害

については一つできてゐる。今度はこれに準じたりやつて一本化しよう、こういうことなうでしよう。ですから形の上からすれば、いままでの条例をつくつてゐる——まあこれはあとで研究したいと思つておつたんですが、条例をつくつておる団体、これは本来のあり方なうですよ。こういうものを今度は否定してしまふというふうには私見なければいけないと思ふんですが、ともかく、そういう問題とからんで、そんなことは当然補償されなければならぬ、職員の側からは。しかも、いろいろな補償する機関という基金なり、いまのその運営について、何らの発言権も与えることが必要じゃないんだというふうなことになる、私はやっぱり問題だと思ふんです。ですから、どこかに、基金のほうにそういう人が入つてゐるかという、それももちろんないと、これはやっぱり私は問題だと思ふ。まあいづれ私あとで、午後の時間なり、あるいはあとの機会で、もう少しお尋ねをしますけれども、いま関連でございしますから。その点はどう持つていくか、はっきりしない。

○松本賢一君 関連。ちょっとお尋ねしますが、社会保障制度審議会の答申というのか、何というか知らぬが、その審議会の審議に際して、何か事をきめるときに附帯決議みたいなものがついてゐる——これは聞いた話なんです——それで、その附帯決議みたいなものがついてゐる、その中に、いま鈴木さんが言われたような職員の代表といふか、職員の組合の代表といふか、そういう者を審議機関——運営機関とか審査機関とかというふうなものに職員の代表を加えること、そういうふうな附帯決議がついたというのを聞いてゐるんですが、そういうことはあつたんですか。

○政府委員(長野士郎君) いまのようなお話は聞いておりません。

○松本賢一君 もしそういうことがあつたとしたら、尊重していただかなければならぬと思ふんですが、どうですか。いまの局長の答弁を聞いてみると、全然そういう職員の代表なんというものは

加える意思なんというものはないんだという、こういうふうな御答弁なんだけれども、そういうふうなことが論議され、附帯決議がついたといううなことを私は聞いてゐるんだが、もしそういうことがあつたとしたら、それは尊重しなきゃいかぬと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 社会保障制度審議会の御審議にあたりまして、私どもも審議会に出席をさせていただいておりましたが、そういう御議論はあまりなかつたように思ひますが、また審議会の附帯決議というよりなものも実は承知をしております。あるいは審議の途中でそういうお話が二、三の委員の方からあつたかとも思ひますが、附帯決議という形にはなつていないと考えております。

○松本賢一君 そうですか。なお一そう私も調べてみたいと思ひます。じゃ、これで……

○松澤兼人君 いま鈴木委員からお話がありました、やはり災害の問題は、使用者と、それから組合、職員側とが、始終団体交渉の中で話し合つておる問題だと思ふんです。今度はこの法律に一本になつてしまつて、発言も、参加の機会も全然なくなつてしまつたというところは、私どもとしては納得がいけない。しかも、さつきお話しになりました運営審議会といふものは、災害の問題が中心だから、医学的な知識を持つてゐる学識経験者等を入れる必要ならぬというお話がありましたけれども、しかし、それでは運営審議会はどういう仕事をやるかと言つたら「理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができ」と、そのときに「重要な事項」といふものはどういうものかといふのは、定款の変更、業務規程の作成及び変更、それから毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担というだけじゃないですか。こういうところ、医学的な知識を持つてゐる人を入れるのも必要とおっしゃるならば、やはり片方では職員

側の意見を聞くということも当然、学識と言えないまでも、経験者として参加する資格があるというふうな考えです。この問題は、私たちがやはり焦点だと思ひますので、政府側としても答弁によりほどこ注意していただかないと、審議が非常にむずかしいことになるというのをひとつお考え願ひたいと思ひます。まあそれで言いつばなしでよろしい。また昼から……。

○委員長(仲原善一君) それでは答弁はまた午後においていたしまして、本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

暫時休憩し、午後一時半より再開の予定です。

午後零時十分休憩

午後二時二十分開会
○委員長(仲原善一君) 地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員災害補償法案を議題といたします。午前中に引き続き質疑を行ないます。本案に対する質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○松澤兼人君 先ほどの基金に対する職員の参加の問題ですが、これは私もさう言ひまして、なかなか政府の側としては、それならということをお答えいただくことは困難だと思ひますけれども、やはり一つの問題はここにあると思うので、今後審議の過程において、もう少し明確に、もし職員の間でも、学識経験者として、この地方公務員災害補償に関する十分な知識と経験を持っている人であるならば、資格がある者として参加せしめることができる、こういう点はありますでなくともよろしいと思ひますけれども、御発言をいただきたいと考えるわけでございます。

次の問題は、分担金の問題でありますけれども、これは条文の中で、計算の根拠といひますか、どういふふうにして計算するかということが出てくるわけであります。四十九条の二項がそうだと思うのですが、その中には「政令で定める職

務の種類による職員の区分に応じ」というような具体的な計算の基礎という根拠というものが示されているわけでありますけれども、かりにもし、あるまゝ東京に近いところの都市なり、あるいは標準的な都市の場合をとって考えてみたときに、その都市の基金に対する負担金は、どのように試算されるかという計算をされたことがありすか。もしそういうものがありましたら、お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) いまの、政令で定める職種と申しますのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、たとえば一般職員とか教員、あるいは消防職員、船員、現業職員というふうな職務の種類によりまして、現在のところの区分を設けたいと考えておりますが、現在その点につきまして検討中でございまして、明確にこういう職務の種類による職員の区分がよいという、まだ最終的な結論を得ておりませんが、早急に検討いたしまして、それができると思ひます。ただ、現在のところ、非常に大まかな数字でございまして、先ほども申し上げました地方団体の負担金が、四十二年で十六億前後になるというふうなことも申し上げましたが、あとで調べまして、まあ十七億から十八億くらいになるんじゃないかというふうなことでございまして、ちょっと訂正させていただきますが、その場合に、私どもがいま推算をいたしておりますところでは、たとえば、従来このうちで労災の適用がありましたものの分は、その十七億から十八億の中でどのくらいになるかといへば、大体五億前後になりはしないか。そうしてそれを労災の保険料率で考えてみますと、大体これも推算でございまして、約倍ぐらゐになるはずである、約十億ぐらゐになる。そういう計算のしかたといひますか、労災の保険料から考えますと、地方団体の負担金の関係は多少減るようでございます。まして、そういうこともございまして、もう少し職種に応じまして計算を詰めていまい検討しておりますが、それができたら、お示しする

ことができると思ひます。

○松澤兼人君 先ほどの十六億というのが、十七億、十八億に御訂正になったわけですが、そうすると、地方に対する分担金というものは、十七億、八億を逆算して、地方に割り当てるというわけになるのですか。そうでなくして、十七億、十八億というものは、こういう計算をしたら、総額で十七、十八億になるというところが理屈じゃないかと思ひますけれども、下のほうの、個々の地方公共団体の負担すべき分担金というものは計算されずに、全体の総額から逆に計算するということになるのですか。

○政府委員(長野士郎君) その点、計算のしかた、推計のしかた、いろいろ方法があるわけでございまして、従来からの、過去の数々の私どもがまとめた資料によりますと、大体そういうふうなことになるのじゃないか。御承知のように、もう一つは、いままで対象になりませんでしたものが新たに対象になるといふ部分も多少ございまして、それから内容が変つていっていることがございまして、もう一つは、基金でいわれる福祉施設と申しますか、福祉業務をどの程度取り上げていくかというものがちよつとあるわけでございまして、そういうものを大ざつぱりに申しますと、大体見当で考えてまいります。いろいろな、ほかの関係でやっております福祉業務なども参考にいまして考えてやっております。いま申し上げましたような数字に大体なるのじゃないかと考えております。

○松澤兼人君 実際の補償ということ以外に、福祉施設、福祉業務というふうなものを含めて十七、八億ということですね。それはごく大ざつぱりに、いままでの実績と、補償の内容が変わつてきた。それからこういう福祉施設もやってくるというところで十七、十八億というものはじき出しても必要だ。それを各地方公共団体に負担させる、それにはこういう計算のしかたをしなければ、十七、十八億という金は出てこないというよ

うな妙なことにはなりません。

○政府委員(長野士郎君) 推計のしかたは、いろいろ専門的なあれがあると思ひますが、私どもが理解しておりますところを大ざつぱりに申し上げますと、結局いままでと内容が違つていなりす。件数の多少の伸びというものは考えていかなくちやありません。それから平均給与額というものも年々上がつていましてございまして、それが要素として少し考えなければならぬ。そこで従来の実績にそういうものを加味いたしまして、給与の伸びその他も考えまして試算をいたしますと、大体その辺になつていっているんじゃないか。それからもう一つ、そういうことで、大きく全体の額が大体見ていけるという考え方になるわけでございまして。そうしますと、今度は職種別に、これも過去の実績によりまして、いわゆる公務災害が起きやすい職種と、そうでない職種があるわけございまして、そういうものの実績をにらみ合せて、それからそれぞれの職種ごとの平均給与額というものを導いていくということにも相なります。したがって、積み上げというより、むしろ全体の一つの大きく総額というものを大体推計をしまして、それから逆算していくという面も、確かに御話のとおり出てくるわけでございまして、両方から詰めていくということで、一種の保険数理のようなことでございまして、それを導いて出していきたいと、こう考えております。

○松澤兼人君 さつぱり私聞きましたように、これだけは必要だといふ金額を先に出してしまつて、そうすると、これを上から強制割当みたいになつてくる。こうなつて、あなたのところはこれだけ出してもらわなければ、基金全体の運営ができなくなるんだ、こういうことになつてしまつて、いままでそういう多額の金を公務員の公務災害というものに割り当てていなかったというところに、そういう団体に對してはちよつと不当な押しつけ割当だといふことになりはしないかといふことを考えるのです。下から順々に計算していつて、それでその金

額が、根拠のある計算をしていて、その合計が十億であるか、十二、三億であるか、わかりませんが、そういうことであれば、その足りない分の五億とか、あるいは四億というものは別途考えるべきであって、これだけ要するから、あなたのほうでこういう基準によって計算したものを負担してください、こういうやり方では、話が逆になりはしないか。

○政府委員(長野士郎君) お話のとおり、ちよつと先ほど申し上げましたが、従来掛け金といいますが、負担金あるいは保険料でございますか、そういうもので掛けておりますのは、船員保険とか労災保険でございますから、そういうもののしか掛けてなかったわけです。したがって、労働基準法の関係とか、そういう地方団体ごとについておりました部分については、事故が起きました場合に、出ておったということでございまして、個々の団体にとりましては、いままでより負担金がふえるというようなことは確かに出てくるかも知れないと思います。ただし、全体が幾らくらいでなければいけぬだろうという積算自体は、過去の実績等を勘案いたしまして、一応の積み上げた基礎をもつて全体の額というものを計算することになると思いますが、個々の団体からいいますと、そういう意味ではふえる。先ほど申し上げましたように、大体これが十七、八億かかる。労災関係だけの保険料で考えましても、それは十億程度のはかかると。それにさらに七億くらいふえるということになりますから、個々の団体から考えますと、その点の負担金の増に對し、それが割当的になるという面は確かにあると思います。しかし、その結果におきまして、多少の保険的な作用もいたしますが、多少の内容の充実と、それから補償を統一的に迅速に、公平に行なうということとは達成せられるわけでございまして、そういう意味で財源措置が、財政的な配慮というものは、本年度から地方財政計画の中でも見てもらうようにいたしております。

○松澤兼人君 年間どのくらいかかるかと言つて

私質問しまして、最初は十六億だ、それが十七、八億かかる。その数字が先に出てきましたから、それならばどうして、どういう根拠でそういう数字をはじき出したんだ、それには法律にある方式に従つてはじき出すんだ、そういう理屈になる。ところが、全体の数字が先に出てしまったから、割当は強制割当じゃないかということになるわけだ。下の数字からずつとはじき出して、総額が十七、八億になるんだ、そういう計算の根拠、計算の系統というものが、先にあなたのほうからおっしゃつて、こういうわけだから十七、八億必要なんだ、こういう話があれば、それはそうかなと思ひますけれども、それでなくて、全体の数字が先に出てきて、その計算の根拠はまだ政令できめていないんだ、政令案もまだまわつていないということになると、全体の金が必要なんだから、計算の系統ですか、それぞれに、たとえば危険度を少し余分にはじくというようなことになるれば、そういう数字が出てくると思うのです。そういうことでは、やはり地方団体として、これは保険でもなければ共済でもないのですから、ほかの都市で災害がたふさん起き、それを自分の都市で負担しなければならぬという義理合ひは何にもない。自分の都市では、自分の職員だけやればそれで済んでいい、またそれが保険や共済なんかと違つて、何もほかの都市の危険度の多いところ

で働いて、何もほかの都市の危険度の多いところでは働かないという義理合ひもない。ですから連帯とか、保険とか、そういう共済とかいうものと違つた意味がここにありますから、地方公共団体には、強制割当の金額がいますより余分にかかれば、やはりそれだけ非常に今度の法律の実施によつて、自分のところは財政的な支出増になるんだ、あるいは仕事の内容に比べて大きい負担がかかっているような感じがすると思うのです。この点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 確かにまだ政令で定める職種の種類による職務の区分、あるいは職員の区分ごとの負担の率というものは確定いたしてお

りません。それにもかかわらず、十七億ないし十八億ということになれば、全体の額が先に出てくるのはおかしいじゃないかというお話もございまして、それかと思ひます。これは私も過去の実績から、それから給与総額というものがだんだん伸びていって、補償内容、基準とか、それから従来の事故の件数、それを大まかにさき申し上げましたような職務分類によつて試算すると、こういう結果になるのじゃないかということをおし上げておわけあります。したがって、個々の地方団体で申しますと、結局平均的には従来労災保険で掛けておりましたものと、それから個々に起こりました災害補償に支出しておりました、予算措置をしておりましたものとの総和よりは、特に、どちらかといひますと、内容が少し違ひますから、上げてございしますが、予算措置をしておりますものよりも、もちろんふえるわけでございますが、全体の労災保険に掛けましたものよりは減る。だから結局のところ、労災保険で予算措置をしたものと、内容は正いたしますと、大体平均的にその辺に落ちつく、しかし個々の団体では安全施設が非常に行き届いておるとか、あるいはそういういびだないことがない状態と、ある状態とか、いろいろ状況が、災害その他ありまして、出てきたから、そのときははみ出したり、はみ出さなかったりいたすわけでございます。全体として、社会保険というような作用をいたすわけではございませぬけれども、やっぱり個々の団体との間の平均値は常に一致することでございますけれども、具体的に申しますと、災害件数と負担金の割合はびつたりは一致しない、これはまあやむを得ないのじゃないかと考えますが、結果は、おっしゃいますように積み上げたか、こうで計算をして、地方団体として納得のできる負担金の額というものが当然に導き出されるだらうというふうに思つておるわけでございます。

○松澤兼人君 私はあれですからやめますけれども、先ほどちよつと申しましたように、ある都市をとつて、その一般職の職員あるいは消防の職員といったようなふうには計算できませんか。もし、かりに計算ができるならば、それを出していただきたい。まあ政令の内容というものはまだきまつていないから、かけるものが何も出ていないから、試算はできないかも知れませんが、かりにこうした場合にはこのくらいの負担金、分担金が必要だという計算ができたなら、お示し願ひたいと思ひます、この次でよろしいですか。

○委員長(仲原善一君) 局長、よろしうございしますか。

○政府委員(長野士郎君) なるべくそういうことにいたしてお目にかけていきたいと思います。

○鈴木壽君 いまの松澤理事からのお尋ねといひますか、提起された問題、その関連というふうな形で入つていきたいと思います、やつぱりこれはひとつ基本的にはあれですね、今回のこうした地方公務員災害補償法という一本の、全国で一本にして、それによつて災害補償をやつていこうというところに問題——いま指摘されたような問題、心配されるような問題なんかもあると思うのですよ。それで、こういう一本の法律でやつていって、それでプラスになる面も確かにこれはあると思ひます。しかし、一面いふ言つたように、それが全部が全部そういうプラスとして受けとめることができるかという、必ずしもそうでないというふうに私は思ふのですが、それはともかくとして、どうです。もともと、いまの公務員法、地方公務員法や、その他の関係のそれからいたしますと、これは各地方団体ごとに条例なんかをつくつてやるのが私私法ではないだらうかと、この地方団体で条例を制定しておるようなところがいかに少ないことは御指摘のとおりで、道府県関係では十一ですか、それから都市関係で、大都市でわずかに五つと、こういうものしか私ども承知しておりますが、ほかにまだあるかもしれせんが、いづれにしても、全体の地方団体の数からすれば、きわめて少ないということはいえらる

思うのですが、しかし、このままほって置けないから、何とかしなければならぬという、そういう気持ち一応理解できますけれども、やはり本筋に返って、地方団体ごとに条例をつくる、あるいはもし町村一つ一つまでというふうなことが多少無理があったら、県単位くらいに何かそういうものをつくるというふうな、そういう形で進むべきではないだろうか、こういうふうな私基本的な考え方として思うのですが、それとをばざしてこうしなければならなかった、こう一本化した地方公務員災害補償法案というものををつくらなくてはならなかった理由について、いさ少しくお話をいたしたいと思う。

○政府委員(長野士郎君) 確かに条例で、法律によらずとも条例でできるではないかというお話、そういう御指摘もあろうかと思いますが、一つは、最近の公務災害には規模大小いろいろございますけれども、そういうものを、程度はいろいろいたしまして、合理的に経営していくという保険的な意味というののも一つの考え方として適當ではないだろうかという点が第一でございます。それからまた同時に、民間企業等におきましても、とにかくそれぞれの業種、労災保険というふうな形で統一的行なっておりまして、労災保険ということでやっていくか、公務員の特種性というものを考えてやっていくかという点でございます。まあ国家公務員でも一つの例がござりますが、そういうことを考えまして、公務員の、地方公務員としての多くの特殊性というものを重点にして、労災保険に統一されるのがいいか、地方公務員の災害補償として統一的に考えるのがいいかという問題については、後者の考え方をとって今後運営をしていきたいというふうに考えたわけでございます。

それから第三番目には、最近こういう災害補償法にもいろいろな年金制の導入ということになりまして、他の年金の給付との関係の調整等、災害補償そのものが非常に長期的なものにもなりますし、同時に非常に技術化し、専門化してまいるわ

けでございます。そういう意味で専門的な機関によつて実施することが一そう必要だということにもなつてまいりました。それから災害を受けました職員の生活の保障というふうな問題につきましても、社会保険的な見地というのものもあるわけでございますが、他の社会保険立法と必ずしも同様とはいきませんけれども、まあやはり法律で一部給付内容の水準というものを保障していくと、こういう性質のものについては保障していく、少なくともこれだけのものは用意するというふうな考え方で制度をつくっていくことが非常に有効ではないだろうかというふうに考えるわけであります。現実のところ、条例でやれるということになつております。条例による公務災害補償の実施というものがそれほど十分に参つていないわけでございます。その間に他の公務災害の補償なり、業務上の民間の補償、少なくとも労災補償等の内容は非常に進歩したものになつてまいつておりまして、現実にも非常にアンバランスが出てまいつたわけでございます。そういう実際の状況から考へ合わせまして、なるべく法律で少なくとも一定の水準による給付を保障する。そしてその専門化、技術化というのに対応いたしまして、迅速で公正な公務災害補償の認定なり実施をやつていくということのために、何が一番やりやすいかということになりますと、ここに提案いたしましたように、統一的な実施をはかる制度をとるのがよろしいんじゃないだろうかというふうに考えたわけでございます。

○鈴木壽君 ただ、地方公務員の場合、まあいまさらあらためて持ち出すまでもないんですが、団体が非常に多いということ、しかもその団体には都道府県、大きな都市、小さな町村までいろいろある。またその中でまあ、いわば現業、非現業、まあ大ざっぱな言い方ですが、そういうふうなもの——公営企業関係の職員とか、何かそういうふうなもの——を一律にこれはびしゃっと一本にまとめたいというところには、私は非常に大きな無理があると思うんですね。国家公務員の場合は一

本であるじゃないかというが、国家公務員の場合とは違つた、そういう別の各地方団体ごとの事情なり、またその職場の具体的な内容等においても違つたものがあるわけでございますから、それをびしゃっと一本化して、一律化したものにするというところから、さつき松澤さんから出たような問題も出てくるし、それから現に条例をつくつてやっておるところは一体どうなるのか、それから特に公営企業関係の職員の補償、これは一体どういうことでこのまま、労災と同じ内容だということなことで、びしゃっとそこへ持つていっていいの、あるいは非現業、現業との関係は、従来まで考えられておつたそういうやつは、一体どうするか、いろいろむずかしい問題が私は残ると思ふんですね。だから、たてまえからすれば、私はいま言ったように、これは労働者と、それから使用者との関係ですから、その団体ごとで処理していくべきものであつて、法のたてまえもそうなつていふところであつて、いままでの法は、ですから、それをあつちもこつちもみんな一律に一本化して、ならしてこれで行くんだという考え方には、私はちよつと問題があり過ぎると思ふんですが、ね。だから私は、条例の制定についてあなた方が指導する、あるいはまたその条例をつくる場合に、何か基準といいますか、あるいは最低限の線というものは法律化していくと、こういうことでこの問題を処理すべきではないだろうか、こう思ふんですがね。その点はあれですか、まあいままでこゝまでやってきて、にわかにそうとは言えないだらうけれども、考え方としては、私はそこら辺が大事な問題だと思ふんですね。

○政府委員(長野士郎君) まあ、地方団体が規模なり、置かれておる条件なり、その業種なり、職員なり、非常に千差万別であるというお話は、もちろんそのとおりでございます。しかし、それだからといって、こういう業務上または公務上の災害補償というものがまあ統一的に、少なくともこれだけは補償するという形がとれないかということになれば、これは現在民間企業は、これだけ千

差万別の民間企業に対しても労働者災害補償というので少なくとも——業種ごとに掛け金率なり、負担金の率は、企業から出します率は違つてもわかりませんが、そういうものでひとつの統一的な運用をしておる。これはなぜそうするかといへば、ひとつの社会保険的な見地にも立ち、また同時に公務上、業務上の災害というのに対する補償責任というものは、これは公務員の場合には国家地方団体なりの無過失責任、企業の場合でも当然そういう無過失の賠償責任を持つておるものだという考え方にも立ちまして、そしてそれをある程度保険的な計算もしながら、合理的に責任を果たす仕組みとして、そういうものを国の場合——民間労働者の場合でも労災保険という形でつくる、国の場合には公務員の特種性に応じながらそういうものをつくる。それぞれの業種によりましては、それはそれぞれの事情が違つていくことは、これはもうお説のとおりでございますが、ただし、地方団体にいたしまして、国にいたしまして、いろいろとやり方は違ひますけれども、やはりそこにはいま申し上げました一般の行政職でありまして、警察職員、公営企業の職員というふうな考へてみますと、それぞれ違つたとは申しまして、おのづからそこに一つの類似性なり、統一的な形というものがあつたわけでございまして、民間企業におけるほどの差異というものがあつかいしにくいものではございません。むしろ統一に——親しみやすいものでありますし、同時に無過失損害賠償責任というものを完全に、またよりよく合理的に果たすという考え方によって、現実との間を考へてみますと、やはりこういう統一的な運用をはかる組織をつくる、制度をつくっていくことは非常なプラスではないかというふうに考えるわけでございまして。これは単に個々の地方団体で使用者と労働者との間で、いろいろ何と申しますか、交渉の過程の中から、それではあつたとか、こうするとかいうような性質——まあそういう性質が全然ないとは申しませんが、むしろそれよ

り、それをはるかに越えまして、要するに無過失損害賠償責任と申しますか、使用者たる地方団体が無過失の損害賠償責任を負うという考え方でものが統一されていく、こういうものが理論的な基礎になっておるわけでございますから、また同時に、職種にいろいろな変化があるとしたとしても、それはやはり民間企業のそれほどの変化があるわけではございませんし、それを統一したやり方というものが十分可能でありますし、またそのほうが、いろいろ補償にも年金制度などが導入されまして、他の年金との調整なり何なり、非常に専門的な技術的な調整をする必要も出てまいります。そういうことになりましたと、それぞれの団体で条例でつくるのが絶対できないかといえ、それはもちろんできると思いますが、それよりも、さらにそういう災害を受けました職員に對するところの補償というものを充実さす、内容を向上させて、そうして公正な認定なり給付をやっていくというようなことにするほうが、役に立つのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 労災保険法とは私は成り立ちが、成立までの経過なり事情なりというものが違うと思うんですよ。これは民間の小さな雇用主といいますが、主人連中ですね、当然やらなければいけない補償を、しかしやらなかった。やらないために、全部じゃないけれども、やらないものがずいぶん多かったために、やってもまたくわすか、ちよっとした見舞い金程度のものしかやっておらなかったということから、これはむしろ強制的にやらせなければならぬということをやったのが労災保険法の成り立ちなんですね、発生的にいえば。だから強い、とにかくあれもこれも取り集めてしまつてね、とにかくやらせなければだめだというので、それで一つの基準を示したというのが労災保険のそれだと思ふんですね。いまのとは違ふんですね。いまのとはそういう意味では違ふんですね、あくまでもこれは。だからいまのあれは、普通の民間の労災保険のやつなんか、ああい

うものがなくても、それぞれの事業場等で、あるいは使用者が全従業員労働者に対して一定の補償のしかたをやれば、それで済むのです。ただあの法律は、基準としてこういうものだということを示す、これは労基法だつて同じことだと思ひます。

だから、いづれにしても、そういうことと今回のこれとは違ふのです。あの地方公務員法の中に、あなた方専門家なんですから、補償しなければならぬということをはきめてある。しかし補償の仕方については別に何らきめていないというところは、使用者と雇用されておる者との間におけるいろいろな話し合いなり協定なり、そういうものを中心にした、土台にした条例等でやるのが筋なんです。たまたま、その条例をやらない、条例をつくっているのはきめて少ないという、これは確かにそのとおりです。ですから、あるものは基準法によるもの、あるものは労災法によるもの、あるいは船員法によるもの、こういうようにばらばらになっておたり、したがってそのほかいろいろな格差が出てきたり、それからまた、条例をつくっているところと、他の条例をつくらなところで、いろいろな違いが出ておるわけなんです。いま言ったようなものによってやっていると、いろいろ違いが出てくるから、見ておれないという気持ち私は持ちます。しかし、いろいろな違いなり、一つの基準なりというものを示す場合に、こういう形でびしゃと一本にしてしまつてやるのがいいのかという、繰り返して申し上げますが、私はある程度の基準は示すけれども、実際の問題は、これは条例によってやるべきだ。労基法なり労災法なりというのは、一つの基準ですから、災害の状況なり、あるいは起こつたさまざまな情勢、情勢と言つちや悪いが、状態なり、あるいは程度等によって、これはもともと私は、災害を受けた者と、それから雇用主との間のこういうものによって意図められるべきものだと思うし、しかし個々の事情で一々やるわけにはいきませんから、大体の線で話をまとめて、それを

さつき言ったように条例化をしていくというのが、何と考へても筋だと思ひますね。

そこで、それについての考へ方をさらにもう一度お聞きしたいと同時に、この法律ができてしまえば、地方公営企業の労働関係法の中にある、災害補償は団交でやるといったようなことは、一体どういふふうになるかこの一点。それから、すでに条例ができておる団体等については、これがどうなるのか、条例が失効してしまうのか、しまわないのか、生きていくのか、その点ひとつ、新たに条例をつくつて制定しようとする団体があつた場合、つくれるものかどうか、この点あわせてひとつ。

○政府委員(長野士郎君) お話の点については、労災保険等につきましては、私も治革的な点等につきましては、お話のとおりだろうと思つたのでございますが、ただ、現在の時点で考えますと、地方公務員の公務災害補償を、結局労働基準法なりの労災保険なり、条例なりというように形で、個々に取り扱われておりますけれども、それをさらに労災保険のほうは、適用事業場をさらに拡大していくというふうな方向になつてまいりますと、まあそのままでありますと、地方公務員の関係も、労災保険のほうの適用に全部統合されるということも一つの成り行きになっていくということもあるわけでございます。で、それも一つの考へ方とは思ひますが、やはりまあ公務員の公務における特殊性というふうなものを考えながら、将来の長い公務災害補償制度でございますので、そういう意味で、地方公務員に統一的なものの制度をつくつて適用していく。引き合ひに出してはあれでございますけれども、当然そのとき考へましたことは、国家公務員にも統一的な災害補償の制度がある。ただお話しのように、地方団体はそれぞれの団体で自由に補償制度をつくられるというたてまえをとつておるわけでございますが、基金を設けて、基金が地方団体にかつて補償を行なうというかつこうにいたしますが、地方団体が理屈上、独自のそれに加えた補償が絶対に

認められないかといへば、これは地方自治のたてまえ上、また現在の地方公務員法のたてまえというものをあわせて、今回の地方公務員災害補償法、地方公務員法、両者の関係を考へてみますと、また地方自治のたてまえから考へても、この公務災害補償の内容が実施されれば、一応地方公務員法が予定しておるところの最低の公務災害補償というものは、地方団体にかわつて行なわれることによつて、災害補償の責めを地方団体としては免れますけれども、さらにその上に個々の地方団体の特殊な状態、あるいは職種の特殊な事情に依つて、さらにその上につけ加へることが一体できるのか、できないのかという問題になりますと、その点では、今回の改正法でも何ら触れないことにはしたのでございます。したがうして、基本的にはそういう付加すると申しますか、そういうこと余地は、理論上あり得るということに実は考へておるわけでございますが、しかし、公務災害補償全体として考へますときには、他の地方団体との補償の均衡も考へていくということでございます。

私もとしましては、この現在ここに案として御審議を願つております内容の補償さへ行なえば、まず現在の時点において要求される公務災害補償としては十分なものだろうというふうな考へておるわけでございますけれども、それ以上の特殊性というものを考へない、考へることができないかという議論になりますという、それは考へることは可能であるというふうには考へておるわけでございます。したがうして、お話のございました、現在条例でつくつておるものがあるのか、あるいは将来条例でつくつておるものがあるのか、それから、そういうことがいわれる地公労法の関係の交渉事項たり得るのか、たり得ないのかということになりますと、いずれもイエスでありまして、理論上もたり得るし、現在の条例でプラスアルファをしておるようなものは、プラスアルファが行ない得るし、将来新たにプラスアルファを考へるかどうかということについて

は、考へ得るということにはなるかと思ふのであります。しかし、これだけの公務災害補償制度を整備いたしますと、この上にさらにつけなければならぬものがあるというふうに私も考へておるわけではございませんが、理論上可能かどうかという点になりますれば、理論上可能である、それは現在の地方公務員法のたてまえ、また地方自治のたてまえ、それからこの地方公務員災害補償法との関係において、そういう考へ方は出てまいるといふふうに考へております。

○鈴木壽君 前段のことを、ちょっとしばらく別におきますが、特にお尋ねしたいといふ三つの点です。念を押してお伺いします。現在の法律をつくっておる団体で、今度できるこの法律の給付といふは、内容より、ものによつて、種類によつてはいい条件をつけておるところがあります。御承知のように、たとえば休業補償の問題なんかでもあります。それから遺族補償の一時金の日数でプラスになっておるところもあるし、そういうところもあります。だから、これはそのまゝ地方団体のそれによつて残して、いわば付加給付みたいな形でやることについては、この法律では何ら禁止とか、いけないとかということじゃないのだと、やり得るんだということですね、一つは。それから新しく条例をつくつて、内容がこの法律にきめられておるものよりも、ものによつてはいいのが出てくるかもしれないが、そういうことについては、地方自治団体の自主的なそれにかかせるのだと、こういうこと、この二点については、それでよろしうございませう。

○政府委員(長野士郎君) 現在条例でつくつておりますものの中身で、基金といふは、今度の公務災害補償法と全く同じ内容のものがかりにあるといふと、それはこれにとつてかわりませんから、その点はあるなしは意味をなさないのであります。その関係においては、その条例はその範囲においては効力がないと一緒になるわけでございますが、かりにそれを上回る、あるいはその

ほかにさらに加わつたものがあるといふと、それともいふゆる災害補償の一種であることは間違いない。これは地方公務員法上、災害補償の一種だといふふうに考えられますので、その部分に関しては、お話しのように、その条例はなお有効であるといふことになるかと考へております。

それからいままではそういうものがないけれども、今後そういうものがなし得るか、なし得ないかといふことになる、まあ考へ方は同じでございます。そして、それは地方公務員法におけるところの災害補償の一種として、地方団体が自主的に考へ得る範囲というものがあつた以上は、そういうことは可能である。ただし、これはあくまで理論上の話でございます。実際問題として、それをやれといふふうに私が考へておるわけではございません。

○鈴木壽君 局長、うまいことを言うが、別に私も、もつともいいものをつくつて、つくつて言つて、そういう指導をやれといふところまでは言いませんが、しかし、そういうものをつくつて、おまえのほうはけしからんじやないかと、たとえば、給与条例関係でこれはときどき見られますが、注意だか勧告だか、助言だか知りませんが、けれども、やられますね。ああいうふうなことをやられると、これはつくりたくもつてくれないうことにもなるし、あるいはまた、従来の条例を、現行までの条例の一部を生かしておきたくも、どうもこれじゃまずい。たとえば、休業補償で百分の六十ですね。百分の百といふところが幾つかあります。おまえのところは高過ぎるんじゃないか、こういうふうなことになるかと、これは地方自治団体の自主性の問題だといつて、あなた方が、おことばのように、理論的にはそうだし、実際もそうだとおっしゃるわけでは、すけれども、何かときどきやりますからね、あなた方は。その点どうでしょう。ざつとばらんなところを……。

○政府委員(長野士郎君) 休業補償のお話が出ましたので申し上げますが、お話しのように、現在

百分の百といふ団体があるようでございます。ただ、この法律の中では百分の六十でございますけれども、これは福祉施設といたしまして、それにさらに百分の二十、援護金と申しますか、そういう制度はできればつくつていきたいといふふうにも考へております。そうすると百分の八十になる。その上にさらに百分の二十を加えるといふことになるわけで、現在そういうところの団体が二、三あるようでございます。それはそういう過去からのやり方があるわけでございますので、私も、それをやめてしまふ、必要がないといふようなことを、この法律の施設とともに申すといふようなつもりではございません。ただし他の団体に對して、もつとできるんだといふことで大いに懇話するかといへば、実はいたしたくない、もうこの補償ぐらゐで十分だといふことにいたしたいと考へておるのでございます。

○鈴木壽君 それはだから、前段は局長さん、いいですよ。これからつくろうとするものもあるし、私これから出てくるんじゃないかと思ふんです。また出てくるのを押さへるべきじゃないことはお話のとおりで、特に地方公営企業関係の場合に、いろいろ交渉なり協定なり等によつて、もつと高い目標のものができるといふ可能性が私はあると思う。そういう場合に、たとえばいまの休業補償で百分の六十、国家公務員の場合は人事院規則なんかにプラス二十といふ付加がありますね、福祉施設とかなんといふこと。それをあなた取り入れよう、取り入れたら百分の八十だと、これ以上はだめだぞと、おまえの企業はそろそろ赤字も出しそうなのは何事かと、これは変な言い方ですが、そんなブレイキのかけようといふのはおかしいと思ふんですがね。しないでしょね。私も、何もそれを大いにやれ、奨励せよとはいひませんけれども、出てくる可能性は私はあると思ふし、そういう点から、出てきた場合にブレイキかけたりなんか、渋い顔をしなうといふことはないだらうと思ふんですが、そこら辺どうですか。もう一度念を押しておきたい。

○政府委員(長野士郎君) いま先生御指摘でございましたが、通常行なつております休業補償は、給与として地方団体が払つておる場合が多いのでございます。したがうして、どうもこれは理屈上そういう問題がいろいろ起るわけでございますけれども、実際問題は、休業補償を払うべきときに給与で払つておるといふ慣行みたいなものが非常に多いのでございまして、これは理屈上正しいかといふと、決してそうとは言へません。むしろ休業補償で払うべきものだらうと思ひますが、どうもそこところはなかなか割り切れない。国家公務員についてもそういう場合が多いのでございまして、したがうして、そうなりまして、百分の百なんといふものは、あまりそれほど意味をなさないといふことにも実はなるわけでありませう。

それから実情から申しますと、こういうことはあまり申し上げたくない、連記など困るんでございしますが、百分の百といふ休業補償を払うことは、非常に不公平なんです、実は。と申しますのは、これは休業補償であります限り、課税の対象からはずれる、給与で働いておるときは税金がかりかまして、休業補償のときのほうが税金がかからないといふ形になることを、あまり懇話するわけには私どもはまいらないといふ感じも実はございまして、したがうして、新たにそういうものをつくるのを、つくつてやらぬと言わぬだらうなとおっしゃいますけれども、これはある程度言わざるを得ないといふところがあるわけでございます。そういう意味で、特に公営企業等で赤字で苦しんでおるところが、そういうことを積極的に行なうといふことまでするのが一体公平なのであるか、社会的な公平の原則に合致するものであるかどうかといふことになりまして、これはなおそれの場合によつて考へてみななければならぬといふことにもなつて、正面から議論しますと、いろいろ実は問題が休業補償としての百分の百といふ問題にはあるわけでございます。あまりくどくど申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○鈴木壽君 局長、うまいことを言うが、別に私も、もつともいいものをつくつて、つくつて言つて、そういう指導をやれといふところまでは言いませんが、しかし、そういうものをつくつて、おまえのほうはけしからんじやないかと、たとえば、給与条例関係でこれはときどき見られますが、注意だか勧告だか、助言だか知りませんが、けれども、やられますね。ああいうふうなことをやられると、これはつくりたくもつてくれないうことにもなるし、あるいはまた、従来の条例を、現行までの条例の一部を生かしておきたくも、どうもこれじゃまずい。たとえば、休業補償で百分の六十ですね。百分の百といふところが幾つかあります。おまえのところは高過ぎるんじゃないか、こういうふうなことになるかと、これは地方自治団体の自主性の問題だといつて、あなた方が、おことばのように、理論的にはそうだし、実際もそうだとおっしゃるわけでは、すけれども、何かときどきやりますからね、あなた方は。その点どうでしょう。ざつとばらんなところを……。

が、以上のような状況でございます。ただし申し上げておきますことは、理論上は付加給付ができないとは言えないということでございます。

○鈴木壽君 この法律で、これはいまお尋ねしたことや、それからお答えしたことから、問題はもうあとなくなったように思いますが、さっき私三つと言った二つについて主としてお尋ねをしたんですが、依然として地方公営企業関係の労働関係の法律の中にある国交事項としては残るということ、これはそのとおりですね。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 今度の新しいこの法案をいろいろ見ましても、適用除外というようにその中にも入っていませんし、当然私は残ると思うんですが、そうしますと、私がさっきから言っておる、新たにこれからそういう国交なり話し合いなり、協定等によってできたもの、これをやはりはっきり生かしてもらうためには、条例が何かつくっておかないことにはいけませんし、まあ条例までいなくてもいい場合もあるかもしれませんが、いずれにしても、はっきりそういうためには条例をつくらなければならないと思います。そういう意味での条例の制定については、何らこの法律によって拘束されることはない、こういうふうに考えていいわけですね。

○政府委員(長野士郎君) 法律的にはそのとおりでございます。

○鈴木壽君 さっきちょっとお答えありましたのが、休業補償の百分の六十に、国家公務員でいま人事院規則でやっているようなプラス二十というものは、これもこの法律のたてまえからすれば、国家公務員の災害補償法、それと準ずるたてまえになつておりますから、当然これはそういうことも付加給付として認めていくことがたてまえじゃないだろうかと思うのだが、それはもう一度念を押してお聞きますが、いかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 福祉施設の休業保護金として、ぜひそういう給付を実施したいと考えて

おります。

○鈴木壽君 私、さっき公営企業関係の人たちの問題で聞きましたが、一般職の職員が、この問題について当局側といろいろ職員団体との間で補償の内容、給付の内容等についての話し合いをする、そうしてある程度のことではプラスアルファみたいなものが出てくるというようにすることは、予想しておりますか、してありませんか。一般職の場合は、この問題についてはもう話し合いの余地がないんだと、こういうふうに考えておられますか、その点どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 一般職の場合におきましても、その点では、団体交渉事項ではもちろんございせんけれども、職員の勤務条件の決定につきましては、地方自治のたてまえからいたしまして、地方公務員法では個々の地方団体が条例で定められることになっておりますから、そういう勤務条件の一つとして、一般職の職員の補償につきましても、地方団体が独自の決定を行なうということ、これは法律上は同じような形に地方団体がきめられるわけでございますので、勤務条件の決定に関する地方公務員法の一般的な原則のことから申しまして、いわゆる交渉と申しますか、当局との交渉の対象にもなり得るというふうに考えております。

○鈴木壽君 話し合いの対象にはなる。しかし、さっきの問題にまた帰るようでありますが、ある程度のこの法に定められているようなものを若干上回るというようなものも出てくる、ものによってはですね。そういう場合にも、これはまあ繰り返すようなことになりまされども、もし条例、それによって新たな条例を、付加給付ができるような条例ができて、それについてはあなたの方、奨励はしないだろうかけれども、さればといって、チェックするとは言わない、そういうふうに理解していいですね。

○政府委員(長野士郎君) 法律的にはまさにそういうふうな付加給付と申しますか、特別な措置が

不可能じゃございせんが、やはり、こういうものは均衡をとって考えていくという原則も、これは非常に重要なことでございまして、まあ理由がそれぞれあるとは思いますが、理由のなような形のそういう特殊例というものは、私どもとしてはなるべく開きたくない。もうこの補償で、必要かつ十分なものが行なわれるということ、ぜひ考えていきたいとは考えております。

○鈴木壽君 いや、少ししつこいようですけれども、ここに今度の法によって、この内容とする補償のいろいろ、これがこれと十分だという考え

方というものは、これはおかしいと思うのですよ。一つの私は最低の基準、これを下回ってはいけないものであつて、これで十分だという、完全に十分だというこの認識に立っているとするれば、これは問題です。何も私さっきから何べんも言うように、なんぼでも、これより上回るようなものをどんどん取れ、こういうことをしてまで、あなたの方取って差しつかえないのだ、やれやれ、せいというのを私言っているのじゃありませんけれども、これは私は考えますと、基準法でも、あるいは労災保険法でも、労災上の保険法と前と前に改正になって、若干よくなつております。しかし、これはこれで完全だといふのでなくて、あまりにも低過ぎたやつが若干よくなつておるといふこと、そして、まあ、それによって大体国家公務員のやつもとられておるといふことなんです。この認識でやられると、私は困ると思う。あくまでもこれは最低の基準、これより下げちゃいけないという一つの基準であつて、若干これから頭を出したやつ、それはけしからぬとか、不均衡だとか、おまえのほうばかり何事かというふうなことで、条例の問題なり、付加給付の問題について考えられるのは、これは私はおかしいと思うのですよ。そうじゃないでしようか。何か全部が全部そういうことでびしと一律化してしまつていくという、基準として一律化することは、私はあり得ると思うのですが、これはもう完全で、一番上

はこれ以上上がつてはいかぬというような考え方に立つならば、これは私はうまくないと思うのですが、どうですか、その点は。あなた、しばしば、十分だとか完全だとか、こういうことを言っておりますけれども、間違いだと思いませんか、これは。

○政府委員(長野士郎君) 私が申し上げておりますのは、この給付内容というものは、御説明申し上げましたように、国家公務員の災害補償法あるいは労働者災害補償保険法等の給付内容と本則において全く同一の水準、すなわち、現在わが国で要求されておるような意味での最高水準といつてもいいかと思いますが、そういう水準を確保するということをまず目的として、地方公務員にこの水準は必ず維持するという保障にいたしたいというようにいたしておる意味では、まさに最低の水準ともいえるわけでございますが、ただし、この水準というものは、現在わが国でとられておるこの種の災害補償におきましては、最も高い内容を持つておるものであることも間違いないわけでございます。したがって、それ以上のものをぜひということ、まあこれが絶対論として十分だとか何とかが議論は、それはいろいろあるかと思ひますけれども、現状において考えました場合には、この公務災害補償の内容というものは、高い水準を地方公務員のためにも確保したいというところでございまして、そういうふうな考えでおるわけでございますから、そういう意味におきましては、これよりさらに上回ることを当然といふかどうかが、現時点でものを考えることとはいいががであらうか。ただ、従来からのいろいろな経緯によりまして、ある種の給付がこれより上回つておるような団体があるわけでございます。そういうものにつきまして、それをことさらにこれにそろえるようにということまではいいがが、かといふふうには考えておりますけれども、これをさらに上回ることが当然であるという考え方で地方団体を指導していくというわけにはいかないのじゃないだろうかというふうに考えておる次第

であります。

○鈴木壽君 何べんも言っていますけれども、あなたのほうの指導として、もっと上回るような条例をつくれとか何とかいう、積極的にやれということ、私は毛頭言っているわけではないのですよ。出てくるだろうという、また出てきそうなくところ、これは幾つかあると思いますよ。いまの自分たちがつくっておる条例の中で、ほとんどはだめになって、一部分、給付がいいのだというところだけ条例がいま残るわけだ。それでなしに、さらにやろうという、そういうところもある。たとえば、いまの条例をつくっているもので、労働基準法に合わせてつくっているところがあるわけですね。それから労働保険法に合わせてつくっているところ、実質として労働保険法に合わせてつくっているところは、さっき言ったような例として申し上げましたが、休業補償なんか、それなんかよくないわけですね。ですから、実はいままでの条例は、今度のこの法案もしでければ、役に立たなくなるところが大部分ですね。しかし、一部分でも何か残っておるものを、それをきつかけにしても、何といいますが、全部という意味じゃありませんけれども、ものによっては補償の内容がもっとプラスになるようなものというところを考えていくところもあるわけですね、職員団体がね。そういう特殊のことを私言うので、一律にもっといいものをつくれといって、あなた方に指導せいか何とかいうことを毛頭私言っているわけではないのですから、その点はひとつ誤解のないようにしてほしいと思うのだが、なお、確かにお話しのようにある、たとえば労働基準法なり、あるいは労働法なり、こういうものといまの、今度できるこの新しいこれを比べられた場合には、一番高い水準のところをとっておると、これだけの話ですね。だからそれで、しばしば申し上げるように、あなたのおっしゃる、十分だと完全だとかということではない。あれでしょう、これはちよっと引用させてもらいたいのだが、社会保障制度審議会の答申の中にも、これ

ははっきりありますね。「すなわち現在国家公務員の線以下にある一部の地方公共団体の災害補償を国家公務員のそれまで引き上げ、これを最低線としようとするものである。」いまのいろいろな災害補償のきめであるというところは、あくまでも私は最低線だと思ふのです。これで十分だとか、完全だとかいう評価というものは、これは当たらないし、すべきじゃないと思うのです。そういう意味で、今後予想される条例制定とか、あるいは国交によってかちとられる何かのそういうものの中には、これを上回るものが出てくるだろう。しかしそれをあなた方がアンバランスだとか、他との均衡上おもしろくないとか、財政上どうだとかいうようなことでチェックされるようなことであるとするれば、私は遺憾であると思うから、そこを念を押して聞いているわけなんです。まあいざいざ——くどいことを、この問題ばかりに取りかかってもいられませんが、この問題から、あれですね。条例の制定なり、国交等によって、いろいろな協定なり、それについてはあなたのほうでは、理論上も実際上も何ら文句を言うところはないかと思うのだが、それでいいと思ふますが、いかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 理論上はまさにそのとおりでございますけれども、実際上は、まあ他との均衡、その他をいろいろ考えてみまして、全然特殊な条件、ケース・バイ・ケースではないかと思ふますが、そういう実態から考えまして、無理もないと思ふれるようなところであるかないか、これは見方によっても違ふかと思ふますが、そういう場合が私ども全然ないとは、これは申されないうと思っております。しかし、まあ一応これで地方団体にかなり、先生のおっしゃるように最低かもしれないけれども、私どもは現時点で考え得る最高のものだというふうな考えておるわけでございますが、その補償をすることによって地方団体が当然負うべきところの無過失損害賠償責任というものの責めを果たさしていただきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 何でもかんでもあれですよ、私の法律に定められてある、こういう内容を上回るものををつくらせたいために言っているのじゃなく、しかしものによっては話し合いによつては、これは公務員としてはあれですよ、補償をしてもらふ当然の権利があるのだし、また補償すべき団体側のほうでは当然それがあるのだし、そういう面では補償の内容についてはいろいろ文句があるわけなんです。文句と言っちゃ悪いけれども、要望なり、こうしてもらいたいというのがある。それがたまたま、話し合いによつて、あるいは交渉等によつて、もっとこの内容を上回るものも出てくるのじゃないだろうか。そういう場合に、あなたは理論上それはいいのだけれども、実際上は困るから、ケース・バイ・ケースだとか何とか言っておりますけれども、それは一々何のかんのいふべき筋のものじゃないと思うのですがね。そして、実際は、かりにいまさっきから休業補償の百分の六十とか百分の八十の問題出ておられますけれども、そんなにべらぼうに、そんなに、この線をはるかに上回るといふようなことが出るとはまだ予想されませんですから、やはり多少色をつけるとか、若干のプラス・アルファをという程度

のことを私予想して言っているのですが、そういうことまで、これは最高水準を、これ以上上回ったら困るというふうなことは、私はおかしう思うのですよ。まあその点ひとつ、じゃ、あとでもう少し伺います。あとで頭冷やしなが、もう一度やりましょう。もうここであなかがおっしゃってしまつてね、言い直すわけにいかぬかもしれない、私もちよっと引くに引けなくなつてきたから。これはほんとうに基本的な問題ですよ。公務災害に対する補償の権利、義務の関係からいって、おくられている地方公共団体の職員あるいは企業体の職員、こういうものの、いわゆる一つの労働条件としてのそれなんです。一応私は基準は示すと、さっきから言っているように、あとで条例でやるのが一番私は正しいやり方だと思ふ。場合によつては、基金というものは

私はあつてもいいと思う。しかし、あとでちゃんと各団体に精算して負担をするというかつこうにして基金というものはあつて、金が右から左とぐ支払われるような、そういう意味でのやつはあつてもいいと思うが、内容のこまかな補助のそういうことまできちんときめて、これ以上これはもう最高のものだから一歩も出ちゃいかぬぞというような法律だとするならば、私はおかしいと思う。その点ひとつ、あとでもう一度……。

どうもね、時間がないようですから、一言あれで、あとはまた次回に譲らしていただきたいと思ひますが、そういうような考え方、それから、したがって、そういう考え方があるから、どうもこの法律といふものは、いわゆる基金のいろいろなこと、全くその地方の自主性というものを一体どう考えているのかわからぬというくらいきつ、何といふますかね、政府が統制しているような感じを受けますね。これは地方公共団体の職員に關係するものとしては、ちよっとこれはおかしいと思ふのですよ。監督といふますか、統制といふますか、あまりにこれは強過ぎますね。さっきやりました、具体的に言えば、基金の人事の問題も、これは大臣が任命しますね。これは理事長で大臣の承認を得なければ任命できません。理事長が長及び監事は、自治大臣が任命する」と、こういうところからしてもね。しかも、そのさっきの松澤さんの質問の中にもありました運営の關係からいっても、当然これは職員を入れて、意見を聞かなければいけない、述べさせるように機会を与えなければならぬ、職員の代表の者が入つておらぬと、入れる気持ちはないのだという、どうもそこら辺、この法律ちよっと納得しかねるところが一つありますね、全体として。まあ私、これから始めますと、また大臣来ても聞けなくなりますから、一応きょうはこの程度にさせていただきます。

○委員長(仲原善一君) 答弁要りますか。

○鈴木壽君 いいです。この次あらためて……。

○委員長(仲原善一君) それでは大臣来るまで、しばらくこのまま……。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起こしてください。本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。藤枝自治大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、国、地方公共団体または日本国有鉄道等が所有する固定資産について、当該固定資産と所在市町村との間における受益の関係を考慮し、その所有者である国、地方公共団体または日本国有鉄道等から、所在市町村に対し、固定資産税相当額を交付し、または納付することとしていたものであります。が、今回の改正は、最近における本制度の実施の状況等にもかんがみ、対象資産の範囲等について所要の合理化をはかるうとするものであります。

改正の第一は、地方公共団体が所有する水道施設または工業用水道施設の用に供する土地を新たに市町村交付金の対象に加えようとするものであります。水道施設または工業用水道施設は、その所在市町村の区域内に相当な規模の面積を占め、当該所在市町村と受益関係があるにもかかわらず、所在市町村において、これらの施設から固定資産税収入が得られないため、その財政運営にも少なからぬ影響を受けているのであります。したがって、今回、これらの事情にもかんがみ、水

道施設または工業用水道施設の用に供する土地で政令で定めるものについて、その所有者である地方公共団体から所在市町村に対し市町村交付金を交付することとしたものであります。

改正の第二は、日本国有鉄道にかかる市町村納付金の負担の軽減についてであります。現在、日本国有鉄道は、通勤輸送、幹線輸送等の増強を中心とする長期計画に基づき多額の設備投資を要請されているのでありまして、そのため、線路増設等に伴う市町村納付金負担の増加は、今後相当額に達するものと見込まれるのであります。したがって、今回、地方鉄道に対する固定資産税についての負担軽減措置との均衡等をも勘案して、一定期間内に新設された線路設備等にかかる市町村納付金について、最初の五年度間その価格の三分の一の額をもって納付金算定標準額とすることとし、負担の軽減をはかることとしたものであります。

なお、水道施設及び工業用水道施設にかかる市町村交付金の額は約一億四千万円程度であり、また、日本国有鉄道にかかる市町村納付金の軽減額は約三億五千万円程度となるものと見込まれます。以上が国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲原善一君) 次に、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。藤枝国務大臣。

○国務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

案について、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給制度について、恩給年額の増額等の措置を講ずるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても退職年金等の年額改定等の措置を講ずる必要があらわれます。このほか、地方公務員等共済組合法の施行日前に地方公共団体に臨時に雇用され、厚生年金保険法の適用を受けていた期間を組合員期間に通算する等の措置を講ずる必要があらわれます。これがこの法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等の年額を、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の三二%増額した額に引き上げることとし、その額のうち、地方公務員等共済組合法の施行日前の期間を基礎として算出する部分については、七十歳以上の者は五四・二%、六十五歳以上七十歳未満の者は並びに六十五歳未満の妻、子及び孫は四四%、それぞれ増額した額に引き上げることとしております。なお、この年金の額の改定に要する費用は、そのうち地方公務員等共済組合法の施行日前の組合員期間を基礎として算出する部分については、全額国または地方公共団体が負担することとし、地方公務員等共済組合法の施行後の組合員期間を基礎として算出する部分については、国または地方公共団体及び組合員が負担することとしております。

第二は、恩給法の改正に伴い、高所得停止を行なっている退職年金について、恩給法の高所得停止基準の是正に準じその支給停止の基準を是正することとするほか、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者またはその遺族に対して、退職年金または遺族年金を支給する等の措置を講ずることとしております。

第三は、地方公務員等共済組合法の施行日前に

地方公共団体に臨時に雇用され、かつ、厚生年金保険法の適用を受けていた期間を組合員期間に算入することとしております。

第四は、増加退職料等を受ける権利を放棄した組合員について、国家公務員共済組合法の取り扱いに準じ、地方公務員等共済組合法の施行後に公務により廃疾となった者と同様に、その廃疾の程度に応じ、公務による廃疾年金を支給することとしております。

第五は、地方議会議員共済会の退職年金を受け取る者が五十五歳未満であっても、その者が公務に関連する傷病により公務傷病年金を受給できる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、退職年金の支給の停止は行なわないこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑も後日に譲ります。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて。それでは、本日はこれにて散会いたします。午後三時五十八分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、名神高速道路用交通警察費の全額国庫負担に関する請願(第一〇〇〇号)

一、行政書士の既得権の保護に関する請願(第一〇二八号)

第二〇〇〇号 昭和四十二年四月二十二日受

名神高速道路用交通警察費の全額国庫負担に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀

県議會議長 稲谷三郎兵衛
紹介議員 奥村 悦造君

名神高速道路が産業経済、文化の発展に大いに寄与しつつあるのに伴い、同高速道路における交通警察行政の重要性は一段と高まっている。同路線中八十二・八キロメートルに及ぶ部分を有する滋賀県においては、これに要する人員、装備等の負担は軽視できないものとなっており、現行の警察費国庫補助基準では不十分であるので、国会は、高速道路の重要性和特殊性を考慮して、同高速道路における交通警察所要経費を全額国庫で負担するよう措置されたい。

第一〇二八号 昭和四十二年四月二十五日受理

行政書士の既得権の保護に関する請願

請願者 静岡市駿府町二ノ一二三 日本行政書士会連合会内 浅井義光外八名

紹介議員 寺尾 豊君

今回、再び労務保険管理士法案を提出する趣に聞き及んでいるが、これは行政書士法を無視した不要類似法を制定することとなるから、この際、行政書士の既得権を認識され、行政書士がなんらの制約を受けることなく、従来と変わらず業務が行なえるよう、その実体の調査をされたい。

理由

臨時行政調査会の答申は、行政機構改革の基本方針として、許、免、認可等を整理統合することを公表したが、このうち、行政書士の制度は、一般国民生活に必要不可欠のものとして除外してあるにもかかわらず、行政書士法を無視した不要類似法を制定するのは、行政機構の簡素化に反する。

第四号中正誤

ページ 段 行

誤

正

一 二 二 常任委員

常任委員会

一 二 一 の次に、四字目から次の一行を加えるはずの誤り。

事務局側

第五号中正誤

ページ 段 行

誤

正

三 一 五 なりま

なりま

昭和四十二年五月二十一日印刷

昭和四十二年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局